

名古屋市上下水道局管理規程第10号

物価高騰対応生活扶助受給者等下水道使用料減免負担金を活用した下水道使用料の福祉減免の実施に関する規程を次のように定める。

令和8年3月26日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

物価高騰対応生活扶助受給者等下水道使用料減免負担金を活用した下水道使用料の福祉減免の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号。以下「施行規程」という。）第41条第4項の規定に基づき、物価高騰対応生活扶助受給者等下水道使用料減免負担金を活用した下水道使用料（名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号）第16条に規定する下水道使用料をいう。以下同じ。）の福祉減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象者)

第2条 減免の対象者（下水道を使用する者のうち一般汚水を排出するものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支援給付を受けている者

(期間)

第3条 この規程の規定による下水道使用料の減免は、令和8年4月分の下水道使用料（下水道使用料の算定の基礎となる同年3月1日以後最初の1月間に係る下水道使用料をいう。）から令和9年3月分の下水道使用料（下水道

使用料の算定の基礎となる同年2月1日以後最初の1月間に係る下水道使用料をいう。)まで適用する。

(計算方法)

第4条 下水道使用料の減免の計算方法については、施行規程第41条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「この規程」と、「第30条の2第2項」とあるのは「施行規程第30条の2第2項」と、「第35条第1項」とあるのは「施行規程第35条第1項」と読み替えるものとする。

(申請)

第5条 この規程の規定により下水道使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、担当部局を経由して上下水道局長に申請しなければならない。

(別に定める集合住宅における減免)

第6条 施行規程第31条第4項に規定する集合住宅に係る下水道使用料の減免については、別に定める。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、営業部長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。